



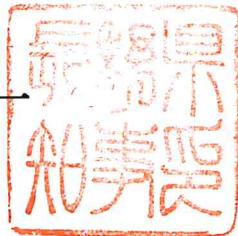
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長野県東御市田中656番地1

氏名 有限会社三井金属
代表取締役 高藤 鐘一
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成28年10月14日

許可の有効年月日 平成33年10月13日

1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を含む。）する産業廃棄物

- ・汚泥（含水率85%以下の無機性のものに限る。）
- ・廃油
- ・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・紙くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・鉱さい
- ・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破碎物を除く。)

収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物

- ・木くず

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(裏面別表のとおり)

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成8年10月14日 新規許可
平成28年10月14日 更新許可5 積替え許可の有無 有・無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無 (裏面に続く。)

複写禁止

別 表

所在 地	東御市田中661番地10			
種 類	汚 泥	紙 く ず	繊維くず	ゴムくず
面 積	3.7 m ²	2.4 m ²	2.4 m ²	2.4 m ²
保管 上限	1000 ℧	1.5 m ³	1.5 m ³	1.5 m ³
高さ 上限	1.72 m	0.91 m	0.91 m	0.91 m

所在 地	東御市田中661番地10	
種 類	鉱 さ い	が れ き 類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
面 積	4.7 m ²	7.1(2.4) m ²
保管 上限	3 m ³	4.5(1.5) m ³
高さ 上限	0.91 m	0.91 m

所在 地	東御市田中661番地10	
種 類	廃 プ ラ ス チ ツ ク 類 (石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
面 積	4.7(2.4) m ²	19.1(2.4) m ²
保管 上限	3(1.5) m ³	12.9(1.5) m ³
高さ 上限	0.91 m	1.6 m

所在 地	東御市田中656番地 1	
種 類	廃 油	金 属 く ず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
面 積	6 m ²	30 m ²
保管 上限	3,000 ℧	20 m ³
高さ 上限	1.2 m	2 m

複 写 禁 止

保管量 () 内は石綿含有産業廃棄物に係る量 (内数)